

# セフの13年

野々村 一雄

## 序

いわゆる「社会主義世界体制」мировая социалистическая система 内の国際経済協力ないし国際分業の中心機構としての「経済相互援助会議」Совет экономической взаимопомощи (略称, セフ СЭВ)<sup>1)</sup>については、その規約および特別協約が1959年12月14日、その第12回総会で採択され、関係8ヵ国政府の批准をおわって、1960年4月13日に発効した。この規約は公表されている<sup>2)</sup>。また、最近、ソ連邦科学アカデミヤ Академия Наук СССР の内部に、他の諸研究所とならんで、社会主義世界体制経済研究所 Институт Экономики Мировой

Социалистической Системы という名称の研究所が創設された<sup>3)</sup>。これらの徴候から、この小稿の筆者は、セフが1960年以後、1つの新しい活動期、本格的な活動期にはいったものと、推断する(この「推断」についてはあとで述べる)。セフに関する情報、資料も従来とはちがってかなり多く公開されるにいたった。この小稿では、セフについての今後の質量的な研究ないし分析のための必要な前提条件として、主として、セフの制度的・機構的側面につき、公表された、authentic なソ連側資料にもとづき、可能な限りでの要約をおこなう<sup>4)</sup>。なお、この小稿は、文部省昭和36年度科学研究費交付金(各個研究)課題番号第31094号による各個研究の一部である。

## I 機構

セフの規約が採択・批准・公表されたことについては、前に述べた。これは、セフの第12回総会(1959年12月、ソフィヤ)において、それ以前のセフ規約にかわるものとして決定された、として紹介されているが<sup>5)</sup>、セフ成立以後約10年(1949-1959年)にわたって実施されてきたと推定される「旧」規約は、今日までのところ発表されていない。以下、この「新」規約にしたがって、セフの目的、機構、機能などについて略述しよう<sup>6)</sup>。

(1) 目的 セフの目的は、規約の第1条「目的および原則」に明記されている。これを一言に要約すれば、社会

1) 「会議の」公式称呼を、加盟各国の国語で順次(アルファベット順)表示すれば、つぎのとおりである。— Këshili i ndihmës ekonomike reciproke; съвет за икономическа взаимопомощ; Kölcsönös gazdasági segítség tanácsa; Rat für gegenseitige Wirtschaftshilfe (略称 RGW); Rada wzajemnej pomocy gospodarczej; Consiliul de ajutor economic reciproc; Rada vzájemné hospodá řské pomoci. (См., Академия Наук СССР. Институт Мировой Экономики и Международных Отношений, «Международные экономические организации. Справочник», Издательство АН СССР, Москва, 1960, стр. 295.) 会議には英語を国語とする国がはいっていない。英語名は、はじめ the Economic Mutual Assistance Council (略称 EMAC) がソヴェト文献で使われていたが、現在では the Council for Economic Mutual Assistance (略称 セマ СЕМА) が慣用的に使われている (Zbigniew K. Brzezinski, *The Soviet Bloc. Unity and Conflict*. Harvard University Press, Cambridge, 1960. はこれに従っている)。ECE は СЕМА の略称を用いている (Cf. *Economic Survey of Europe in 1959*, Geneva, 1960, Chapter III, p. 35.)。わが国の一般商業新聞その他が慣用している COMECON (コメコン) は、ソヴェト文献については、筆者の知る限り、全然見られない。

2) 〈Устав СЭВ〉, 〈Конвенция о правоспособности, привилегиях и иммунитетах СЭВ〉, 〈Внешняя торговля〉, но, 9, 1960. (この全文の邦訳は、国際事情研究会『中ソ事情』昭和35年10月21日号に収められている。)

3) См., 〈В Институте экономики социалистической системы АН СССР〉, 〈Вопросы экономики〉, но. 1, 1962., стр. 157-158.

4) セフないし社会主義的国際経済協力について、筆者は、すでに数回にわたってこれを論じている(「社会主義的国際経済協力の現段階」『経済研究』1958年7月号; 「社会主義の諸問題」世界経済研究所編『世界経済総覧』紀国屋書店1959年6月; 「社会主義的国際経済協力の問題点」福井孝治教授還暦記念事業委員会編『社会経済学の展開』日本評論新社(1960年6月)。ここでは、それらの原稿との重複を可能な限り避けた。

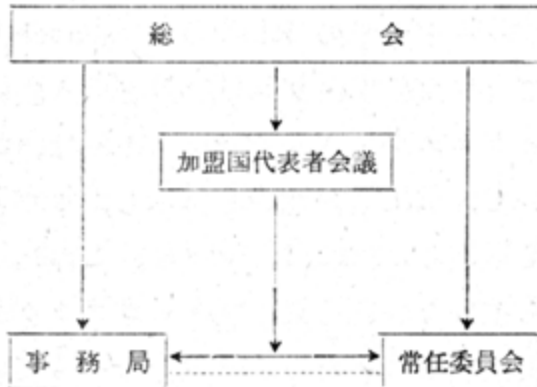
5) См., В. Н. Полежаев, Г. М. Якобсон, «Международные экономические организации и соглашения», Внешторгиздат, Москва, 1961, стр. 184.

6) ここでは、雑誌「外国貿易」〈Внешняя торговля〉の1960年9月号に発表された「規約」の本文と、ソ連邦科学アカデミヤ世界経済国際関係研究所編『国際経済機構便覧』(1960年)(前出)、ボレジャエフ、ヤコブソン共著『国際経済機関および協定』(1961年)(前出)の解説を参考とした。

主義的国際経済協力というにつきる。

(2) 機関 セフの「基本的機関」は、つぎの4である。  
—(イ)総会(Сессия Совета), (ロ)加盟国代表者会議(Совещание Представителей стран в Совете) (ハ)常任委員会(Постоянные Комиссии) (ニ)事務局(Секретариат)(規約第5条)。これらの、4機関の相互関係は、ソヴェト文献において、付図のように図解されている。

付図 経済相互援助会議の機構



資料：Академия наук СССР. Институт Мировой Экономики и Международных Отношений. «Международные экономические организации, Справочник», Изд-во АН СССР, Москва, 1960, стр. 301.

備考：常任委員会の数は、後で述べるように14、その他は各1、である。

(イ)総会。総会は、セフの最高機関である(規約第6条第1項)。総会は、各加盟国、加盟国代表者会議、各常任委員会および事務局によって提出される議案、事務局の活動報告、セフの他の諸機関の活動方針など(第6条第5項)の他、セフの権限に属するすべての事項(第6条第1項)を審議する権限をもち、また、セフの規約にしたがって勧告(рекомендация)および決定(решение)を採択する権限をもっている(第6条第1項)。

総会は、各加盟国政府によって任命される、各加盟国の代表団から成立する(第6条第2項)。従来、この代表団の団長は、おおむね、各加盟国の第1副首相ないし副首相であった。

総会には定期総会(Очередные Сессии Совета)と臨時総会(Чрезвычайная Сессия Совета)とある。定期総会は、各加盟国の首都で順次、開催国の代表団長を議長として、年2回招集される(第6条第3項)。臨時総会は、加盟国の3分の1以上の申請によるか、もしくは同意をえて招集することができる(第6条第4項)。総会の手続規定は別に定められる(第6条第7項)。

(ロ)加盟国代表者会議 加盟国代表者会議は、各加盟国から1名ずつ出される代表者から成り立つ(第7条第1項)。代表者会議は必要に応じて開かれる(第7条第2項)。代表者会議は、総会と常任委員会、事務局とをつなぐ環のように考えていいと思う。

(ハ)常任委員会。常任委員会は、部門別の専門委員会

ある。1961年現在で、つぎの14の常任委員会があった。——製鉄、有色冶金、石炭、石油・ガス、化学工業、機械製造工業、電力、農林業、運輸、建設、軽・食料品工業、経済問題、外国貿易、原子力平和利用の14である<sup>7)</sup>。

(ニ)事務局。事務局は、事務局長、局長代理および職員より成る(第9条第1項)。局長および局長代理は総会によって任命され、事務局職員は、事務局規則により、各加盟国の市民中より補充される。事務局長は、職員の長となり、加盟国非加盟諸国の公式代表および機関および国際機関にたいし、セフを代表する。局長および局長代理は、セフのすべての会議に出席することができる。事務局の所在地はモスクワである。

(3) 機能 セフは、その目的の範囲内にある事項にかんして、勧告(рекомендация)を採択し、これを各加盟国に伝達する。各加盟国はこの勧告を採択し、これらの勧告は、それぞれの国の法律にしたがって、各加盟国の政府または所管機関によって、実施される。したがって、ここにいう勧告が、勧告であって、命令や指令でない点に注意すべきである。というのは、規約の形式からいえば、セフそのものの決定事項——すなわち「勧告」の内容そのもの——を各加盟国が拒否し、自国内において実施しないことも、可能だからである。

セフはまた、その組織上および手続上の問題については、決定(решение)を採択することができる。決定は、その決定に別段の定めがない限り、セフのそれぞれの機関の議定書調印の日から発効する。

以上の「勧告」と「決定」とを採択しうるセフ機関は、総会、加盟国代表者会議および各常任委員会である。

(4) その他 セフおよびセフの職員は、その機能を果たすために、その各機関の所在地において、在外公館ないし在外外交官のそれと相似した特権と免除を有している。この特権と免除は1960年4月に公表された特別協定のなかに明示されている。セフの公用語は各加盟国の国語、常用語はロシア語とされている。セフの経費は各加盟国によって分担され、各分担額は総会において定められる。

## II 活動の概要

ここでは、便宜上、セフの各総会と常任委員会の議事日程、議事内容その他を、各会期毎に検討・比較し、その発展の跡をたどってみよう。まず、今日までにおこなわれた各総会について、開催時期、開催地の一覧表をつくってみよう(附表)。

7) В. Н. Полежаев, Г. М. Якобсон, там же, стр. 187.



付表 セフの各総会

	会期	開催時期	開催地
I (1949—1954)	1	1949. 4. 26—28	モスクワ
	2	1949. 8. 25—27	ソフィヤ
	3	1950. 11. 24—25	モスクワ
	4	1954. 3. 26—27	モスクワ
	5	1954. 6. 24—25	モスクワ
II (1955—1959)	6	1955. 12. 7—11	ブダペスト
	7	1956. 5. 18—25	ベルリン
	8	1957. 6. 18—22	ワルシャワ
	9	1958. 6. 26—30	ブカレスト
	10	1958. 12. 11—13	ブラーハ
	11	1959. 5. 13—16	ティラナ
	12	1959. 12. 10—14	ソフィヤ
III (1960—)	13	1960. 7. 26—29	ブダペスト
	14	1961. 3. 1—4	ベルリン
	15	1961. 12. 12—15	ワルシャワ

資料：(1) В. Н. Полежаев, Г. М. Якобсон, «Международные экономические организации и соглашения», Внешторгиздат, Москва, 1961, стр. 188.

(2) その他, «Ежегодник БСЭ 1957» から同 «1961» にいる 5 冊, «Правда», «Известия» などによる。

註：(1) I, II, III の各時期に分けたのは, 筆者の判断によるもので, その点については, 以下にのべる。

(2) 各総会の主要議題を示すべきであるが, 表が大きくなりすぎるので, 省略した。

セフ創設以来, 今日までわずかに約 13 年であって, ここでその活動を時期別に区劃し, 総括することは, 必ずしも適当ではない。しかし, 今後さらに長期の視角から, ここでの叙述を改訂すべきことを前提として, そうしてみよう。

私見によれば, 今日までのセフの活動は, つぎの 3 つの時期に区劃される。——(1) 第 1 回総会から第 5 回総会まで(1949—1954 年)。(2) 第 6 回総会より第 12 回総会まで(1955—1959 年)。(3) 第 13 回総会以後(1960 年以降)。以下に, それぞれの時期について概括してみよう。

(1) 第 1 回総会から第 5 回総会までの時期(1949—1954 年)。私見によれば, この時期の特徴は, つぎの 3 である。——(イ) この時期に, 社会主義的国際経済協力の機構は形式的には一応創設された。(ロ) セフの活動は長期貿易協定による社会主義諸国の外国貿易の拡大を主とし, 当面それに限られていた。(ハ) この時期のセフの活動のなかには, ソ連の大国主義がかなり強く示されている。以下では, そのそれぞれについて略述しよう。

(イ) この時期には, 国際経済協力の国際的機構として 1949 年にセフが創設され, 各国の国内的機構として, 各国内に外国貿易の国家独占制度が導入され, 国家独占制度の導入は大體 1949 年におわっている<sup>8)</sup>。したがっ

8) 拙稿「社会主義的国際経済協力の現段階」264 ページ, 参照。

て, 社会主義国の国際経済協力の国内的国際的機構は, 1949 年に創設されたといっている。だが, このようにして成立したセフは, 1950 年 11 月に第 3 回総会を開いたあと, 1954 年 3 月の第 4 回総会まで, 実に 3 年以上にわたって総会を開いていない。したがって, この時期のセフは, マーシャル・プランの対抗物として創設されたものの, 言葉の真の意味における「国際経済協力」の中心機構として十分に活動的であったとはいえない。ハーヴァード大学の Russian Research Center の仕事として『ソヴェト・ブロック』という表題の書物を書いたズビグニエフ・ブルゼジンスキーは, この時期のセフについて, 重工業の建設を指示し, ソヴェト中心の外国貿易を推進した他には, セフは, この地域の計画経済には何ら主要な課題を果さずユーゴスラヴィヤの経済的封鎖を支援することだけを一生懸命やっていた, といっている<sup>9)</sup>。

(ロ) この点については, 既に述べたこともあるので<sup>10)</sup>, ここでは, ソ連邦科学アカデミヤ世界経済国際関係研究所編『国際経済機構便覧』(1960 年)の記述を引用しておこう。——「初期にセフの活動は, 主として加盟各国間の通商関係の強化と拡大との助成に限られていた。したがってこの当時には加盟諸国間の経済協力の形態は圧倒的に外国貿易であった。」<sup>11)</sup>この外国貿易は当初双務 1 年協定によっておこなわれていた。1949 年の第 2 回総会が 1950—51 年の 2 年協定の実施を勧告し, 1954 年の第 4 回総会で 1960 年までの長期協定の締結を勧告したのである<sup>12)</sup>。

(ハ) この時期のソ連の大国主義は, いろいろの面に現われている。貿易価格の決定<sup>13)</sup>, ルーブル基準の各国貨幣平価の制定<sup>14)</sup>, 旧敵国内の没収された敵産をソ連出

9) Zbigniew K. Brzezinski, *op. cit.*, p. 128.

10) 拙稿「社会主義的国際経済協力」264—265 ページ参照。

11) АН СССР, Институт Мировой Экономики и Международных Отношений, там же, стр. 302.

12) Там же, стр. 302—303.

13) ポーランド, ハンガリー事件のあとで出された, 1956 年 11 月 18 日のソ連・ポーランド共同宣言と, 同 11 月 29 日のポーランド首相ゴムルカの演説とは, それまで, ポーランドからソ連へ引渡してきた石炭が不当に安く, つまり生産費を無視して価格づけをおこなってきたことを, 指摘している。なお, 拙稿「社会主義的国際協力の転回点」『経済評論』1957 年 1 月号および同「社会主義貿易の理論」『経済評論』1957 年 4 月号参照。

14) 1950 年 4 月 1 日, 従来アメリカの 1 ドルにたいして, 5 ルーブル 30 カペィカであったルーブル貨

資分とする合弁会社の設立<sup>15)</sup>などがそれであるし、当時のセフの総会の開会場所が常にモスクワであったことも、この間の事情を示唆している。

(2) 第6回総会から第12回総会までの時期(1955—1959年)。この時期は、第1に計画の相互調整というスローガンを正面におしだし、計画の相互調整と外国貿易の2本だてで社会主義の国際分業を実施するための、機構整備と懸案問題の解決とに努力した時期であり、第2に、それと同時に、大国主義的および民族主義的偏向をすて、言葉の真の意味における「同志的」協力の実をあげるような方向へ努力が重ねられた時期でもある。第1の点についていうと、経済建設における平行主義の問題、貿易価格問題、多角決裁体系創設問題などがすべてこの時期に問題としてとりあげられているのである。これらの問題は、セフが考えているような社会主義的国際分業を実施しようとするれば、必ず解決しておかねばならない問題である。

平行主義の清算。各国がソ連追従の劃一的重工業優先主義をとり、また、各小国がそれぞれ自己完結的な国民経済体系を建設しようとした結果、実際的には非能率な各国民経済の平行状態 Parallelismus が生じた。1955年12月の第6回総会以後、この平行主義の清算が実行された<sup>16)</sup>。

貿易価格問題。1954年にハンガリーの経済学者が端的に述べ、1957年以後、公然と国際的舞台で問題とされ、とくに1957—58年頃ドイツを中心として活潑な論争をひきおこした問題である<sup>17)</sup>。1959年にアメリカのホルスト・メンデルスハウゼンが「実証」しようとし

たように、社会主義市場の貿易価格はすべてソ連に有利な搾取価格であるという発想も、社会主義体制についての無理解ないし曲解がもとになっている<sup>18)</sup>、1956年にポーランド炭の対ソ輸出価格が問題となった時のソ連側の見解も、社会主義万能論にもとづく理論的分析の抛棄に他ならない<sup>19)</sup>。問題は、現在なお理論的分析と政策的検討の途中にあり、いまなお未解決の状態にある。

多角決裁体系創設問題。1957年6月の第8回総会で多角決裁協定が調印されたが、これは基本的には従来の双務決裁協定の補足物であった。これも、事実上、未解決の問題として残されている<sup>20)</sup>。

常任委員会の創設。各常任委員会(Постоянные комиссии)も大体この時期に創設された。常任委員会の創設が決定されたのは1956年の第7回総会で、1957年頃から順次その活動を開始し、前にも述べたように、1957年末現在で14の常任委員会があった。——これらは、大体1957年から58年へかけて設置され、その活動は1960年にはいって、きわめて活潑化した。

(3) 以上2つの草創期を経て、セフの活動が本格的に開始されたのは、1960年以後であると思われる。この時期には、第1に、セフの規約および特別協約が各関係国の批准を経て成立し、公表された。第2に、この時期には、長期国民経済計画の調整作業が問題としてとりあげられたのである。1965年までの各国国民経済計画の調整は12回総会で行なったと言われ<sup>21)</sup>、第13回総会以後、1961—80年の長期20ヵ年計画の相互調整が問題としてとりあげられ<sup>22)</sup>、またこれと同時に、各国の工業の専門化と協同化のために、真剣な努力が進められており、常

幣の対外交換比率を引き上げ、1ドル=4ルーブルに定め、以下、それを基準にして、各国の通貨との交換比率を定めた。これがルーブル通貨の価値の過大評価であることは、1957年のいわゆる旅行者レート導入、1961年の対外交換比率の改訂などによって、実証された。なお、拙稿「ルーブル問題」『経済研究』1961年10月号参照。

15) 第2次大戦後、東欧諸国に設置された合弁会社は、1954年ごろからソ連がその持分全部を企業所在国に譲渡することによって、所在地国の国营企業になった。ミコヤンは第20回党大会(1956年)の席上で、それがソ連政府の誤りであり、ソ連政府がそれを自発的に改めた旨を、示唆している。なお、拙稿「社会主義的国際協力の転回点」83—84ページ参照。

16) 拙稿「社会主義的国際協力の転回点」85—86ページ、同「社会主義的国際経済協力の問題点」324ページ参照。

17) 拙稿「社会主義的国際経済協力の問題点」329—334ページ参照。

18) Horst Mendelshausen, "Terms of trade between the Soviet Union and smaller communist countries, 1955—1957", *Review of Economics and Statistics*, May, 1959.

19) 1956年、ソ連はポーランド炭の価格の不当廉価を認め、価格改訂を約束し、同時にポーランドの未償還債務を帳消しにしたが、それと同時に、ポーランドのツイランケヴィッチ首相が、石炭ではポーランドは損をしたが、他の貿易では得をしたから、差引ポーランドの得であると書いた論文を雑誌『コムニスト』(1957年1月)に転載し、結果的には、貿易価格問題を理論的に分析する緊急な必要性を抹殺しようとしたのである。なお、拙稿「社会主義貿易の理論」87—88ページ参照。

20) 拙稿「社会主義的国際経済協力の問題点」334—335ページ参照。

21) 《Ежегодник БСЭ 1960》стр. 419.

22) Б. Н. Полежаев, Г. М. Якобсон, там же, стр. 189.



任委員会の活動は本格化した。

協同化の1例として、ここでは共同送電網による統一電力体系の形成と、送油管の共同建設とをあげておこう。前者は、1954—1964年を目標とし、現在予定されているのは、第1が東ドイツとルーマニアとチェコを含む電力体系、第2がハンガリーとソ連の西ウクライナを結ぶもの、第3がソ連のカリーニングラード電力網とポーランドとを結ぶものである<sup>23)</sup>。後者についていうと現在予

23) 《Внешняя торговля》, но. 9, 1960г.

定されている送油管は1958年のセフ第10回総会で決定され1963年完成予定の総延長4500kmのものである。ヴォルガ川沿岸クイブィシェフ付近の油田地帯で採油した石油をモズィリ(Мозырь)地区へ運び、そこから2本に分れて北はポーランドを経て東ドイツへ、南はチェコを経てハンガリーへはいる大送油管である<sup>24)</sup>。

24) 《Внешняя торговля》, но. 9, 1960г.